

第1編 冷凍食品認定制度 冷凍食品認定制度要綱の一部を改定する件（平成27年3月23日） 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1編 冷凍食品認定制度 冷凍食品認定制度要綱 (認定制度の運営) 第3条第1項 協会は、第1条第2項で定める認定要領に従って認定制度を運営する。</p> <p style="text-align: center;">第2項</p> <p><u>協会は、冷凍食品認定制度における認定に関する調査、定期検査、工場指導及び費用（認定証票使用料、手数料等）の徴収等を一般財団法人日本冷凍食品検査協会（以下、「検査協会」という。）に委託する。</u></p> <p>(格付の表示及び数量) 第5条第2項 認定証票を印刷した冷凍食品は、格付したのものとして、その生産量を<u>様式4. 2及び4. 3並びに様式6を検査協会</u>に毎月届けなければならない。</p> <p>附則（平成20年4月1日 制定） 1. この冷凍食品認定制度は、平成21年4月1日から施行する。 2. この制度に基づく、事前申請の受付及び認定審査は平成20年9月1日から行うことができるものとする。 3. 昭和45年2月5日制定の「冷凍食品の品質・衛生についての自主的指導基準」（以下、「旧制度」という。）は平成21年3月31日をもって廃止する。 4. 旧制度に基づく認定工場は、平成21年3月31日をもってその資格が失効し、旧制度による更新は行わない。</p> <p>附則（平成23年6月13日 一部改定） この要綱は、平成23年9月1日から施行する。</p> <p>附則（平成24年11月14日 一部改定） この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則（平成27年3月23日 一部改定） この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1編 冷凍食品認定制度 冷凍食品認定制度要綱 (認定制度の運営) 第3条第1項 協会は、第1条第2項で定める認定要領に従って認定制度を運営する。</p> <p>新規</p> <p>(格付の表示及び数量) 第5条第2項 認定証票を印刷した冷凍食品は、格付したのものとして、その生産量を一般財団法人日本冷凍食品検査協会（以下、「検査協会」という。）に毎月届けなければならない。</p> <p>附則（平成20年4月1日 制定） 1. この冷凍食品認定制度は、平成21年4月1日から施行する。 2. この制度に基づく、事前申請の受付及び認定審査は平成20年9月1日から行うことができるものとする。 3. 昭和45年2月5日制定の「冷凍食品の品質・衛生についての自主的指導基準」（以下、「旧制度」という。）は平成21年3月31日をもって廃止する。 4. 旧制度に基づく認定工場は、平成21年3月31日をもってその資格が失効し、旧制度による更新は行わない。</p> <p>附則（平成23年6月13日 一部改定） この要綱は、平成23年9月1日から施行する。</p> <p>附則（平成24年11月14日 一部改定） この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p>

第1編 冷凍食品認定制度 冷凍食品製造工場認定要領の一部を改定する件（平成27年3月23日） 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1編 冷凍食品認定制度 冷凍食品製造工場認定要領 第1章 冷凍食品製造工場の認定 (認定工場の対象及び審査) 第3条第2項 認定基準は、基準を構成するⅠ. 品質・衛生管理体制に係わる基準（以下、「基準Ⅰ」という。）及びⅡ. 施設・設備に係わる基準（以下、「基準Ⅱ」という。）により評価する。評点は、「冷凍食品の認定制度規定の運用」（以下、「運用規定」という。）で決められた方法による。</p> <p>(有効期間の査定) 第5条第5項 認定調査の個別項目中に、認定制度の要綱・要領で求められる品質管理及び衛生管理等に係わる重大な欠点があると<u>冷凍食品製造工場認定委員会（以下、「認定委員会」という。）</u>で判定された場合、認定委員会は有効期間の短縮を決定することができる。</p> <p><u>(認定の一時停止) 第7条第1項</u> <u>協会は、認定工場が次の各号の一つに該当すると認めるときには、認定を一時停止して、停止期間中の認定証票の使用を差し止めることができるものとする。</u> <u>(1) 当該認定工場が破綻状態に陥ったと認められるとき。</u> <u>(2) 当該認定工場が災害等により、長期に渡り正常な稼働が望めないと思われるとき。</u> <u>(3) 当該認定工場の製品を原因とした事故または事件により、第三者に重大な健康被害を及ぼした、あるいは及ぼす可能性が濃厚であると認められたとき。</u> <u>(4) 当該認定工場で、認定の取り消しに相当する事由が合理的に疑われたとき。</u> <u>(5) 認定工場より様式11. 3による認定の一時停止申し入れがあり、相応な理由と認められたとき。</u></p> <p style="text-align: center;">第2項</p> <p><u>協会は、前項各号について、当該認定工場に立入調査を行うことができる。正当な理由がなく立ち入り調査を拒んだ場合は、直ちに認定停止の措置を行い、認定証票の使用を差し止める。</u></p> <p style="text-align: center;">第3項</p> <p><u>認定の一時停止は工場単位を基本とするが、停止事由が特定のライン・製造現場に限定的であることが科学的・合理的に認められれば、停止範囲・製品を限定する部分停止とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4項</p> <p><u>認定停止期間も認定期間に算入するものとする。</u></p> <p><u>(認定の一時停止の解除) 第8条第1項</u> <u>認定の一時停止工場が一時停止の解除を望むときには、一時停止事由の解消報告書と様式1. 11 冷凍食品製造工場認定停止解除確認審査請求書（以下、「解除確認請求書」という。）を各3部、協会に提出しなければならない。協会は停止事由が解消したかについて確認を行い、解消していると認められる場合は、初回認定調査と同等の解除確認調査を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2項</p> <p><u>調査の結果、合格の場合は一時停止を解除する。なお、解除は当該停止工場・範囲の一括で行い、部分解除は行わない。</u></p>	<p>第1編 冷凍食品認定制度 冷凍食品製造工場認定要領 第1章 冷凍食品製造工場の認定 (認定工場の対象及び審査) 第3条第2項 認定審査は、認定基準を構成するⅠ. 品質・衛生管理体制に係わる基準（以下、「基準Ⅰ」という。）及びⅡ. 施設・設備に係わる基準（以下、「基準Ⅱ」という。）により評価する。評点は、「冷凍食品の認定制度規定の運用」（以下、「運用規定」という。）で決められた方法による。</p> <p>(有効期間の査定) 第5条第5項 認定調査の個別項目中に、認定制度の要綱・要領で求められる品質管理及び衛生管理に係わる重大な欠点があると認定委員会で判定された場合、認定委員会は有効期間の短縮を決定することができる。</p>

第3項

調査の結果、不合格であった場合は、認定の有効期間の間であれば、指摘された課題に対する是正を行い、その是正期間を経過した後に、解除確認請求書による解除確認の再調査の申請を行うことができる。

(解除確認審査料の納付) 第9条第1項

解除審査の申請者は、解除確認の申請が受理された後、第3.3条に定める解除確認審査料等を協会の請求に基づき事前に納入しなければならない。解除確認の再調査の申請であっても同様とする。

(認定の取消し及び取下げ並びに通知) 第1.0条第1項

協会は、認定工場が次の各号の一つに該当すると認めるときは、認定を取り消すと共に、一定期間(欠格期間)を定め、認定を認めないことができるものとする。

- (1) 当該認定工場が認定基準及び製品基準に適合しなくなったとき。
- (2) 当該認定工場において冷凍食品の製造事業を廃止したとき。
- (3) 当該工場が不当な手段により認定を受けたとき。
- (4) 当該認定工場が認定の一時停止期間中に認定期間を満了したとき。
- (5) 当該認定工場において、協会の定める認定を受けずに、認定証票の付された冷凍食品を販売したとき。
- (6) 当該認定工場の製品について第3.1条で定める「市販品の調査」等の結果、不適合があることが明らかになったとき。
- (7) 国内外を問わず企業活動において、法令及び認定制度等に著しく反する行為が認められたとき。
- (8) 当該認定工場において正当な理由がなく年間格付数量基準(60トン以上)を守れなかったとき。なお、天災地変等の不可抗力等、認定工場の責によらない事由によると判断した場合はこの限りではない。
- (9) 様式4.3 格付依頼書による格付数量を偽り、過少申告したとき。
- (10) 当該認定工場において、第2.9条で定める認定証票使用料を協会に対し、1年以上、滞納したとき。
- (11) 当該認定工場に係わる事業者から様式1.1 冷凍食品製造工場認定取下げ届による認定取下げ、もしくは協会からの退会申請があったとき。
- (12) 第1.0条第2項の立入調査に対して、正当な理由がなく拒否を行ったとき。
- (13) その他、協会の名誉を著しく傷付けたとき。

(認定の取消し及び取下げ並びに通知) 第1.0条第2項

協会は、前項及び第3.0条に抵触する疑義がある場合、当該認定工場への立入調査を行うことができる。当該工場は、正当な理由がない限り、この立入調査を拒否することはできない。

第2章 冷凍食品製造工場認定委員会

(認定委員会の役割) 第1.3条第2項

認定委員会は、次の事項について審議・決定する。

- (1) 工場認定のための調査結果に基づく認定可否、有効期間及び必要とする付帯事項。
- (2) 第8条第1項に定める、認定の一時停止工場における停止解除の可否及び第8条第3項に定める不合格であった場合は是正期間の設定。
- (3) 第7条第1項で定める認定の取消し要件に基づく、工場認定の取消し、欠格期間の設定及び付帯措置。

第3章 国内冷凍食品製造工場の認定申請手続

(国内工場の認定申請) 第1.5条第2項

前項の申請には、当該工場ごとに、様式1.1～1.9の冷凍食品製造工場認定申請書(以下、「認定申請書」という。)及び認定申請書添付書類を各3部、協会に提出しなければならない。

第4項

認定を申請する工場は、品質管理、衛生管理及び施設・設備に係わる管理等に習熟し、当該工場所在地に在籍する者を品質管理責任者として1名を選任し、協会に届け出なければならない。

(認定審査料の納付) 第1.6条第1項

申請者は、認定申請が受理された後、第3.3条に定める認定審査料等を協会の請求に基づき事前に納入しなければならない。

(認定審査) 第1.7条第1項

第1.5条及び第2.0条の申請が行われたときは、協会は書類審査を実施する。書類審査に合格した後、検査協会は当該申請工場が認定基準及び製品基準に適合しているかについて現地調査を行う。認定委員会は、その調査結果に基づき、当該工場の認定の可否及び有効期間の査定等を行う。

(変更の届出) 第1.9条第1項

認定工場は、第1.5条第2項で定める認定申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、定められた様式(様式7、品質管理責任者においては、様式1.3及び3)を各3部協会に提出しなければならない。

第2項

認定の対象となる冷凍食品分類の品目を追加する場合は様式5、認定範囲の拡大・変更の場合は様式5.2を3部提出して事前に申請するものとする。いずれの場合も審査を受けて認定を受けなければならない。また認定した品目の一部を取り下げる場合は、様式1.1.2を3部提出しなければならない。

第4章 海外冷凍食品製造工場の認定申請手続

(海外工場の認定申請) 第2.0条第1項

海外工場の認定申請は、第1.5条を準用する。なお、様式2 海外冷凍食品製造工場認定条件の申請及び認定申請書添付書類を各3部、協会に提出しなければならない。

(認定審査料の納付、認定審査、結果の通知、異議申立及び変更の届出) 第2.2条第1項

認定審査料の納付、認定審査、結果の通知、異議申立及び変更の届出は、第1.6条から第1.9条までの規定を準用する。

(認定の取消し及び取下げ並びに通知) 第7条第1項

協会は、認定工場が次の各号の一つに該当すると認めるときは、認定を取り消すと共に、一定期間(欠格期間)を定め、認定を認めないことができるものとする。

- (1) 当該認定工場が認定基準及び製品基準に適合しなくなったとき。
- (2) 当該認定工場において冷凍食品の製造事業を廃止したとき。
- (3) 当該工場が不当な手段により認定を受けたとき。
- (4) 当該認定工場において、協会の定める認定を受けずに、認定証票の付された冷凍食品を販売したとき。
- (5) 当該認定工場の製品について第2.8条で定める「市販品の調査」等の結果、不適合があることが明らかになったとき。
- (6) 国内外を問わず企業活動において、法令及び認定制度等に著しく反する行為が認められたとき。
- (7) 当該認定工場において正当な理由がなく年間格付数量基準(60トン以上)を守れなかったとき。但し販売事情等の自社都合ではなく、予期しなかった自然災害その他止むを得ない工場に責のない事情による正当な理由があると判断した場合はこの限りではない。
- (8) 冷凍食品格付依頼書による格付数量を偽り、過少申告したとき。
- (9) 当該認定工場において、第2.6条で定める認定証票使用料を検査協会に対し、1年以上、滞納したとき。
- (10) 当該認定工場に係わる事業者から認定取下げ、もしくは協会からの退会申請があったとき。
- (11) 第7条第2項の立入調査に対して、正当な理由がなく拒否を行ったとき。
- (12) その他、協会の名誉を著しく傷付けたとき。

(認定の取消し及び取下げ並びに通知) 第7条第2項

協会は、前項及び第2.7条に抵触する疑義がある場合、当該認定工場への立入調査を行うことができる。当該工場は、正当な理由がない限り、この立入調査を拒否することはできない。

第2章 冷凍食品製造工場認定委員会

(認定委員会の役割) 第1.0条第2項

認定委員会は、次の事項について審議・決定する。

- (1) 工場認定のための調査結果に基づく認定可否、有効期間及び必要とする付帯事項。
- (2) 第7条第1項で定める認定の取消し要件に基づく、工場認定の取消し、欠格期間の設定及び付帯措置。
- (3) 認定及び取消しに関する異議申立の取扱い。

第3章 国内冷凍食品製造工場の認定申請手続

(国内工場の認定申請) 第1.2条第2項

前項の申請には、当該工場ごとに、様式1 冷凍食品製造工場認定申請書(以下、「認定申請書」という。)及び認定申請書添付書類を各3部、協会に提出しなければならない。

第4項

認定を申請する工場は、品質管理、衛生管理及び施設・設備に係わる管理等に習熟した者を品質管理責任者として1名を選任し、協会に届け出なければならない

(認定審査料の納付) 第1.3条第1項

申請者は、認定申請が受理された後、第3.0条に定める認定審査料等を検査協会の請求に基づき事前に納入しなければならない。

(認定審査) 第1.4条第1項

第1.2条及び第1.7条の申請が行われたときは、協会は検査協会に対し、当該申請工場が認定基準及び製品基準に適合しているか、調査を依頼する。認定委員会

(変更の届出) 第1.6条第1項

認定工場は、第1.2条第2項で定める認定申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、定められた様式を各3部協会に提出しなければならない。

第4章 海外冷凍食品製造工場の認定申請手続

(海外工場の認定申請) 第1.7条第1項

海外工場の認定申請は、第1.2条を準用する。なお、様式2 海外冷凍食品製造工場認定条件の申請及び認定申請書添付書類を各3部、協会に提出しなければならない。

(認定審査料の納付、認定審査、結果の通知、異議申立及び変更の届出) 第1.9条第1項

認定審査料の納付、認定審査、結果の通知、異議申立及び変更の届出は、第1.3条から第1.6条までの規定を準用する。

<p>第5章 認定工場の更新手続 (更新の申請) 第2 3条第1項 第6条第2項の更新審査の手続きは、次の通りとする。 (1) 更新を希望する認定工場は、様式8、9による冷凍食品製造工場認定更新申請書(以下、「更新申請書」という。)3部を協会に提出しなければならない。 (2) 更新申請は、認定の有効期間満了日の6ヶ月前より受け付けるものとする。その満了日を過ぎた場合には、改めて第3条に基づく認定審査を受けなければならない。 (3) (2)に係わらず、有効期間満了日の6ヶ月前よりさらに遡って更新申請(以下、「早期更新申請」という)を行うことができるものとする。その場合、早期更新申請に基づく有効期間が決定した時点で、従前の有効期間は消滅する。早期更新申請の手続き審査等は、「冷凍食品の認定制度規定の運用」に規定する。 (4) 協会は、更新申請があった当該工場について、第1 5条第3項及び第2 0条の基準を満たしていることを書類審査により確認し、更新申請を受け付ける。</p>	<p>第5章 認定工場の更新手続 (更新の申請) 第2 0条第1項 第6条第2項の更新審査の手続きは、次の通りとする。 (1) 更新を希望する認定工場は、様式8、9による冷凍食品製造工場認定更新申請書(以下、「更新申請書」という。)3部を協会に提出しなければならない。 (2) 更新申請は、認定の有効期間満了日の6ヶ月前より受け付けるものとする。その満了日を過ぎた場合には、改めて第3条に基づく認定審査を受けなければならない。 (3) (2)に係わらず、有効期間満了日の6ヶ月前よりさらに遡って更新申請(以下、「早期更新申請」という)を行うことができるものとする。その場合、早期更新申請に基づく有効期間が決定した時点で、従前の有効期間は消滅する。早期更新申請の手続き審査等は、「冷凍食品の認定制度規定の運用」に規定する。 (4) 協会は、更新申請があった当該工場について、第1 2条3項及び第1 7条の基準を満たしていることを確認し、更新申請を受け付ける。</p>
<p>(更新審査料の納付) 第2 4条第1項 申請者は、更新申請が受理された後、第3 3条に定める更新審査料等を協会の請求に基づき事前に納入しなければならない。</p>	<p>(更新審査料の納付) 第2 1条第1項 申請者は、更新申請が受理された後、第3 0条に定める更新審査料等を検査協会の請求に基づき事前に納入しなければならない。</p>
<p>(更新審査) 第2 5条第1項 検査協会は更新申請に基づき、当該申請工場が認定基準及び製品基準に適合しているか調査を行う。認定委員会は、その調査結果に基づき、当該工場の認定の可否及び有効期間の査定等を行う。</p>	<p>(更新審査) 第2 2条第1項 協会は、検査協会に当該申請工場が認定基準及び製品基準に適合しているか調査を依頼する。認定委員会は、その調査結果に基づき、当該工場の認定の可否及び有効期間を査定等を行う。</p>
<p>(結果の通知、異議申立) 第2 6条第2項 結果の通知及び異議申立については、第1 8条を準用する。</p>	<p>(結果の通知、異議申立) 第2 3条第2項 結果の通知及び異議申立については、第1 5条を準用する。</p>
<p>第6章 認定工場の格付検査及び工場指導</p>	<p>第6章 認定工場の格付検査及び工場指導</p>
<p>(格付検査) 第2 7条第2項 格付検査の実務は、検査協会が行う。</p>	<p>(格付検査) 第2 4条第2項 格付検査の実務は、検査協会に委託する。</p>
<p>第3項 定期検査は「認定基準」及び「運用規定」に基づき、製品検査は「製品基準」及び「表示基準」に基づき行うものとする。</p>	<p>第3項 定期検査は「認定基準」及び「運用規定」に基づき、製品検査は「製品基準」に基づき行うものとする。</p>
<p>(工場指導) 第2 8条第3項 工場指導を受けた認定工場は、その費用として、第3 3条に定める工場指導手数料等を協会の請求に基づき、納めなければならない。</p>	<p>(工場指導) 第2 5条第3項 工場指導を受けた認定工場は、その費用として、第3 0条に定める工場指導手数料等を検査協会の請求に基づき、納めなければならない。</p>
<p>(認定証票使用料の支払い) 第2 9条第1項 認定工場は、第3 4条に定める認定証票を付して製造する冷凍食品の認定証票使用料を協会の請求に基づき支払うものとする。認定証票使用料は、認定制度の運用、認定工場の格付検査費用等に充当する。</p>	<p>(認定証票使用料) 第2 6条第1項 認定工場は、認定証票の使用料として認定証票を付して製造する冷凍食品につき、第3 0条に定める認定証票使用料を検査協会の請求に基づき支払うものとし、その基本料金は別記2の通りとする。認定証票使用料は、認定制度の運用、認定工場の検査費用等に充当する。</p>
<p>(市販品の調査、改善指導) 第3 1条第1項 検査協会は、製品であって、認定証票が付されて販売に供されているものが、「製品基準」を満たしているか否かについて、別に定めるところにより調査し、その結果を協会に報告するものとする。</p>	<p>(市販品の調査、改善指導) 第2 8条第1項 検査協会は、製品であって、認定証票が付されて市販に供されているものが、「製品基準」を満たしているかを、別に定めるところにより調査し、その結果を協会に報告するものとする。</p>
<p>第2項 協会は、市販品の調査により、格付の表示が適当でない判断したときの措置は、第3 0条に準じるものとする。</p>	<p>第2項 協会は、市販品の調査により、格付の表示が適当でない判断したときの措置は、</p>
<p>第7章 冷凍食品認定制度に係る費用と徴収</p>	<p>第7章 冷凍食品製造工場の認定審査料等の徴収</p>
<p>(審査料等) 第3 3条第1項</p>	<p>(審査料等の徴収) 第3 0条第1項</p>
<p>第9条で定める解除確認審査料等、第1 6条で定める認定審査料等及び第2 4条で定める更新審査料等の金額を次の通り定める。</p>	<p>第1 3条で定める認定審査料等、第2 1条で定める更新審査料等及び第2 6条に定める認定証票使用料の徴収とそれらの金額を次の通り定める。</p>
<p>(1) 認定審査料等 ア. 認定審査手数料 別記2の料金表の金額を適用する。 イ. 出張調査旅費 認定のために出張して調査した場合は、別途定める額に基づき、合理的に算定した旅費を審査手数料とは別に徴収するものとする。 (2) 更新審査料等 ア. 更新審査手数料 別記2の料金表の金額を適用する。 イ. 出張調査旅費 更新のために出張して調査をした場合は、(1)イ.の規定を準用する。 (3) 解除確認審査料等 ア. 解除確認審査手数料 別記2の料金表の金額を適用する。 イ. 出張調査旅費 解除確認のために出張して調査をした場合は、(1)イ.の規定を準用する。 (4) 格付検査費用等 ア. 格付検査手数料 第3 4条の規定に基づき徴収した認定証票使用料で充当する。 イ. 出張検査等旅費 定期検査のために出張して検査をした場合は、(1)イ.の規定を準用する。 (5) 工場指導手数料等 ア. 工場指導手数料 別記2の料金表の金額を適用する。 イ. 工場指導旅費 工場指導のために出張して指導をした場合は、(1)イ.の規定を準用する。 (6) 工場立入調査費用等 第1 0条第2項に定める立入調査の費用は、請求しない。ただし、立入りにより判明した事実が認定委員会により重大な不正と認められた場合は、調査に要した費用を(1)認定審査料等に準じて徴収する。</p>	<p>(1) 認定審査料等 ア. 認定審査手数料 別記2の料金表の金額を適用する。 イ. 出張調査旅費 認定のために出張して調査した場合は、検査協会旅費規定に定める額に基づき、合理的に算定した旅費を審査手数料とは別に徴収するものとする。 (2) 更新審査料等 ア. 更新審査手数料 別記2の料金表の金額を適用する。 イ. 出張調査旅費 更新のために出張して調査をした場合は、(1)のイ.の規定を準用する。 (3) 定期検査費用等 ア. 認定証票使用料 別記2の料金表の金額を適用する。 イ. 出張検査等旅費 定期検査のために出張して検査をした場合は、(1)のイ.の規定を準用する。 (4) 工場指導手数料等 ア. 工場指導手数料 別記2の料金表の金額を適用する。 イ. 工場指導旅費 工場指導のために出張して指導をした場合は、(1)のイ.の規定を準用する。 (5) 工場立入調査費用等 第7条第2項に定める立入調査の費用は、請求しない。ただし、立入りにより判明した事実が認定委員会により重大な不正と認められた場合は、調査に要した費用を(1)認定審査料等に準じて徴収する。</p>
<p>第2項 前項(1)及び(2)は、天災地変等の不可抗力等、その他認定工場の責によらない事由による場合は、その金額の全部又は一部を免除することができる。</p>	

(認定証票使用料)第34条第1項
第29条に定める認定証票使用料は、別記2の料金表の金額を適用する。

第2項

前項の金額は、前条第2項に準ずる。

(別記2) 平成20年4月1日制定
平成27年3月23日最終改定

冷凍食品製造工場の認定審査料等料金表

冷凍食品製造工場認定要領第33条に定める国内冷凍食品製造工場認定及び海外冷凍食品工場認定のための解除確認審査手数料、認定審査手数料、更新審査手数料、認定証票使用料及び工場指導手数料の金額は下記の通りとする。

(1)のア. 認定審査手数料 一工場当たり 80,000円
(2)のア. 更新審査手数料 一工場当たり 80,000円
(3)のア. 解除確認審査手数料 一工場当たり 80,000円
(4)のア. 認定証票使用料

格付数量区分 (月当り)		認定証票使用料 (kg当り)
トン以上	トン未満	
～	10 "	150銭
10	～ 20 "	120 "
20	～ 30 "	100 "
30	～ 40 "	70 "
40	～ 50 "	56 "
50	～ 70 "	44 "
70	～ 80 "	40 "
80	～ 300 "	37 "
300	～ 500 "	36 "
500	～	35 "

※認定証票使用の基本料金として26,400円を定め、1年間の認定証票使用料がこれに満たない場合は、事業年度末に追徴する。
※認定証を不正使用した場合の措置として、不正使用した製品重量(kg単位)に150銭を乗じた金額を賠償として追徴する。

(5)のア. 工場指導手数料 一工場、一回当たり 100,000円

附則(平成20年4月1日 制定)
この要領、別記1及び別記2は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成23年6月13日 一部改定)
この別記1は、平成23年9月1日から施行する。

附則(平成24年7月11日 一部改定)
この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附則(平成24年11月14日 一部改定)
この要領及び別記2は、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成25年5月1日 一部改定)
別記1及び様式は、平成25年5月1日から施行する。

附則(平成26年4月22日 一部改定)
別記1及び様式は、平成26年4月22日から施行する。

附則(平成27年2月3日 一部改定)
別記1及び様式は、平成27年3月23日から施行する。

(別記2) 平成20年4月1日制定
平成24年11月14日最終改定

冷凍食品製造工場の認定審査料等料金表

冷凍食品製造工場認定要領第30条に定める国内冷凍食品製造工場認定及び海外冷凍食品工場認定のための認定審査手数料、更新審査手数料、認定証票使用料及び工場指導手数料の金額は下記の通りとする。

(1)のア. 認定審査手数料 一工場当たり 80,000円
(2)のア. 更新審査手数料 一工場当たり 80,000円
(3)のア. 認定証票使用料

格付数量区分 (月当り)		認定証票使用料 (kg当り)
トン以上	トン未満	
～	10 "	150銭
10	～ 20 "	120 "
20	～ 30 "	100 "
30	～ 40 "	70 "
40	～ 50 "	56 "
50	～ 70 "	44 "
70	～ 80 "	40 "
80	～ 300 "	37 "
300	～ 500 "	36 "
500	～	35 "

※認定証票使用の基本料金として26,400円を定め、1年間の認定証票使用料がこれに満たない場合は、事業年度末に追徴する。
※認定証を不正使用した場合の措置として、不正使用した製品重量(kg単位)に150銭を乗じた金額を賠償として追徴する。

(4)のア. 工場指導手数料 一工場、一回当たり 100,000円

附則(平成20年4月1日 制定)
この要領、別記1及び別記2は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成23年6月13日 一部改定)
この別記1は、平成23年9月1日から施行する。

附則(平成24年7月11日 一部改定)
この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附則(平成24年11月14日 一部改定)
この要領及び別記2は、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成25年5月1日 一部改定)
別記1及び様式は、平成25年5月1日から施行する。

附則(平成26年4月22日 一部改定)
別記1及び様式は、平成26年4月22日から施行する。

I. 冷凍食品製造工場認定要領の運用について	I. 冷凍食品製造工場認定要領の運用について
<p>削除→申請時は見込みであり、60トン未満の場合の対応は要領で規程されているため。</p>	<p>1. 国内工場の認定申請最低限度数量 認定要領第12条第3項（認定申請にあたっては当該工場の年間格付数量が60トン以上であることを条件とする。）の規定は、認定を受けた後に予期しなかった自然災害その他止むを得ない事情による正当な理由があると判断した場合はこの限りではない。 それ以外の販売事情等自社都合の場合は、季節変動も含めて考慮の対象外とする。</p>
<p>1. 分業工場の認定取扱運用基準 冷凍食品製造工場の認定については、前処理、加工、冷凍、包装等製造工程の一部を分業している場合、それが下請、委託等の関係による分散であっても、分業の範囲の大小に拘わらず、最終製品を管理し、品質管理全体に責任を有する主工場が認定の主体となるものとする。</p>	<p>2. 分業工場の認定取扱運用基準 冷凍食品製造工場の認定については、前処理、加工、冷凍、包装等製造工程の一部を分業している場合、それが下請、委託等の関係による分散であっても、分業の範囲の大小に係わらず、最終製品を管理し、品質管理全体に責任を有する主工場が認定の主体となるものとする。</p>
<p>3. 認定の一時停止の解除細則 本制度に基づく認定の一時停止の解除は次の通り実施する。 認定を一時停止された認定工場は、停止事由を解消した場合の措置として冷凍食品製造工場認定停止解除確認審査（以下、「解除審査」という。）を協会に申請することができるものとするが、解除審査の条件や提出資料等については協会が別に定める規定に基づいて行うものとする。</p>	<p>4. 認定審査実施細則 本制度に基づく認定審査は次のとおり実施する。</p>
<p>4. 認定審査実施細則 本制度に基づく認定審査は次のとおり実施する。 (1) 必要書類の査収 協会は認定審査を希望する会員の冷凍食品製造工場（以下申請者）から、認定審査に必要な以下の書類を査収する。 ① 認定申請書（様式1. 1～1. 9） ② 申請書添付書類等 ③ 営業許可証 ④ その他、協会が必要と認める書類等 協会は必要書類が不足または記載事項に不備がある場合は、申請者に対し再提出を求める。</p>	<p>(1) 必要書類の査収 協会は認定審査を希望する会員の冷凍食品製造工場（以下申請者）から、認定審査に必要な以下の書類を査収する。 ① 認定申請書 ② 申請書添付書類等 ③ 営業許可証 ④ その他、協会が必要と認める書類等 必要書類が不足または記載事項に不備がある場合は、申請者に対し再提出を求める。</p>
<p>5. 更新審査実施細則 本制度に基づく更新審査は次のとおり実施する。 更新審査の申請は、認定要領第23条に基づき、認定の有効期間満了日の6ヶ月前から受付ける。認定要領第23条(3)に規定する、早期更新申請は、有効期間2年または3年工場を対象とし、従前の有効期間中に最低1回の工場指導を受けた後に申請できる。但し更新審査を希望する認定工場において更新を迎える前々年度及び前年度の年間格付数量が60トン未満であった場合は、更新審査の申請があった時点で工場個別に対応するものとし、状況によっては更新調査を受付ない場合もある。なお、60トン未満であった理由が天災地変等の不可抗力等、認定工場の責に期し得ない事由であると判断した場合はこの限りではない。</p>	<p>5. 更新審査実施細則 本制度に基づく更新審査は次のとおり実施する。 更新審査の申請は、認定要領第20条に基づき、認定の有効期間満了日の6ヶ月前から受付ける。認定要領第20条(3)に規定する、早期更新申請は、有効期間2年または3年工場を対象とし、従前の有効期間中に最低1回の工場指導を受けた後に申請できる。但し更新審査を希望する認定工場において更新を迎える前々年度及び前年度の年間格付数量が60トン未満であった場合は、更新審査の申請があった時点で工場個別に対応するものとし、状況によっては更新調査を受付ない場合もある。尚、60トン未満が予期しなかった自然災害その他止むを得ない事情による正当な理由があると判断した場合はこの限りではない。</p>
<p>(1) 必要書類の査収 協会は更新審査を希望する会員の認定工場（以下申請者）から、更新審査に必要な以下の書類を査収する。 ① 更新申請書（様式8、9） ② 申請書添付書類（様式1. 4及び1. 5）等 ③ 営業許可証（前回認定時の営業許可証の期限が満了となり、更新された場合） ④ その他、協会が必要と認める書類等 協会は書類審査を行い、必要書類が不足または記載事項に不備がある場合は、申請者に対し再提出を求める。協会は、調査に必要な書類を2部検査協会宛に送付する。</p>	<p>(1) 必要書類の査収 協会は更新審査を希望する会員の認定工場（以下申請者）から、更新審査に必要な以下の書類を査収する。 ① 更新申請書 ② 申請書添付書類等 ③ 営業許可証（前回認定時の営業許可証の期限が満了となり、更新された場合） ④ その他、協会が必要と認める書類等 必要書類が不足または記載事項に不備がある場合は、申請者に対し再提出を求める。</p>
<p>(2) 更新調査の実施 検査協会は、調査に必要な書類を受理後、検査員を当該申請工場に派遣し、本制度に基づく更新調査を行う。なお、「認定基準」に基づく評価点の算出方法は、「冷凍食品製造工場更新調査報告書」様式によるものとする。 (3) 更新調査結果の報告 更新調査後、原則2週間以内に「冷凍食品製造工場更新調査報告書」を作成し、協会に同報告書2部を送付する。 (4) 更新審査結果の通知 協会は、認定要領第4条及び第5条に基づき、更新の可否及び可の場合は有効期間を査定後、その結果を通知する文書を作成し、検査協会が作成した同報告書1部とともに当該申請工場宛に送付する。 認定要領第23条(2)に基づく更新では、有効期間の満了日の翌日が、新たに定められた期間の開始日とする。更新審査により不適合となった場合は、従来の有効期間満了をもって認定が取り消される。同条(3)の早期更新申請の場合は、従前の有効期間の残期間は無効となり、認定委員会で更新が認められた日を新たな認定開始日とし、有効期間満了日は、新たな有効期間経過後の認定開始日の月末までとする。不適合となった場合においても、従前の有効期間の残期間は無効となり、従前の有効期間内で不適合となった日から6ヶ月以内で暫定的な有効期間を設定する。 なお、何れの場合でも異議申立及び有効期間内での再審査は可能である。不適合となって有効期間が満了した後、再度工場認定が必要な場合は、新規認定として申請することができる。</p>	<p>(2) 更新調査の実施 検査協会は、調査に必要な書類を受理後、検査員を当該申請工場に派遣し、本制度に基づく更新調査を行う。なお、「認定基準」に基づく評価点の算出方法は、「冷凍食品製造工場更新調査報告書」様式によるものとする。 (3) 更新調査結果の報告 更新調査後、原則2週間以内に「冷凍食品製造工場更新調査報告書」を作成し、協会に同報告書2部を送付する。 (4) 更新審査結果の通知 協会は、認定要領第4条及び第5条に基づき、更新の可否及び可の場合は有効期間を査定後、その結果を通知する文書を作成し、検査協会が作成した同報告書1部とともに当該申請工場宛に送付する。 認定要領第20条(2)に基づく更新では、有効期間の満了日の翌日が、新たに定められた期間の開始日とする。更新審査により不適合となった場合は、従来の有効期間満了をもって認定が取り消される。同条(3)の早期更新申請の場合は、従前の有効期間の残期間は無効となり、認定委員会で更新が認められた日を新たな認定開始日とし、有効期間満了日は、新たな有効期間経過後の認定開始日の月末までとする。不適合となった場合においても、従前の有効期間の残期間は無効となり、従前の有効期間内で不適合となった日から6ヶ月以内で暫定的な有効期間を設定する。 なお、何れの場合でも異議申立及び有効期間内での再審査は可能である。不適合となって有効期間が満了した後、再度工場認定が必要な場合は、新規認定として申請することができる。</p>

6. 認定品目の追加及び認定範囲の変更・拡大に関する審査実施細則

本制度に基づく認定品目の追加及び認定範囲の変更・拡大に関する審査（以下、「変更審査」という。）は次のとおり実施する。

変更審査の申請は認定要領第19条に基づき、認定品目の追加に関しては、認定証票を付して販売される冷凍食品の製造前に行うものとする。認定範囲の変更・拡大については、原則として当該範囲において認定証票を付して販売される冷凍食品を製造する前に行うものとする。

変更審査の申請者は、申請が受理された後、認定品目の追加に関しては、変更認定審査手数料（一工場当たり40,000円）等を協会の請求に基づき事前に納入しなければならない。認定範囲の変更・拡大については、範囲等によって調査にかかる工数（1人×1日を1工数とする。）が異なるため、事前に協会が2工数（一工場当たり40,000円）か1工数（一工場当たり20,000円）を定めるものとし、協会の請求に基づき納入しなければならない。なお、認定範囲の変更・拡大が軽微である場合は、定期検査と同時に行うことがあり、調査費用を請求しないことがある。これら変更審査のための出張調査旅費は、認定要領第33条第1項に準ずるものとする。

(1) 必要書類の査収

協会に変更審査を希望する会員の認定工場（以下申請者）から、変更審査に必要な以下の書類を査収する。

① 認定品目の追加の場合は認定品目の追加に関する審査依頼書（様式5）、認定範囲の変更・拡大の場合は認定範囲の変更または拡大に関する審査依頼書（様式5.2）

② 申請書添付書類（様式1.5）等

③ 営業許可証（認定品目の追加の場合であって、認定または更新時に提出した業種と異なる場合）

④ その他、協会が必要と認める書類等

協会は書類審査を行い、必要書類が不足または記載事項に不備がある場合は、申請者に対し再提出を求める。協会は、調査に必要な書類を2部検査協会宛に送付する。協会は、変更内容の状況に応じて、調査に必要な工数（人数×日）と料金を定め、申請者及び検査協会に通知する。

(2) 変更調査の実施

検査協会は、調査に必要な書類を受理後、検査員を当該申請工場に派遣し、本制度に基づき、変更内容の調査を行う。なお、「認定基準」に基づく評価点の算出方法は、原則として「冷凍食品製造工場更新調査報告書」様式によるものとするが、変更内容が軽微な場合はこの限りではない。

(3) 変更調査結果の報告

更新調査後、2週間以内に「冷凍食品製造工場追加認定調査報告書」を2部または変更調査の結果を記載した定期検査報告書1部を作成し、協会に送付する。

(4) 変更審査結果の通知

協会は、必要に応じて認定要領第13条第2項に基づき、認定委員会に調査結果に基づく審査を求めること等により、更新の可否を通知する文書を作成し、当該申請工場宛に送付する。なお、検査協会より「冷凍食品製造工場追加認定調査報告書」が送付された場合は1部を、結果の通知とともに当該申請工場宛に送付する。

変更審査は、現状の認定に対して追加で行われるものであることから、認定の有効期間は既に査定されている有効期間と同じとする。変更審査により不適格となった場合は、追加の認定は認められない。ただし、不適格が軽微な問題であった場合は、新たに工場に対して資料の提出等を求め、その結果により適合とする場合がある。

なお、いずれの場合でも異議申立及び有効期間内での再審査は可能であり、再審査の条件は協会が判断する。

7. 認定及び更新審査において審査結果が認定基準を満たさなかった場合の措置

認定及び更新審査の申請者（更新審査においては認定工場）は、審査の結果、認定基準を満たさなかった場合の措置として様式1.10により再審査を協会に申請することができるものとするが、再審査の条件や提出資料等については協会が別に定める規定に基づいて行うものとする。また再審査にかかる手数料等については初回審査と同様に申請者が負担するものとする。なお、認定委員会が軽度の基準未達成と判断した場合は、これらの規定を適用せずに再審査することができる。

II. 冷凍食品製造工場の定期検査及び指導の運用について

1. 認定工場の定期検査の頻度

定期検査は協会が認める特段の事情がない限り、有効期間に拘らず2回/年を原則とする。ただし、状況に応じて適宜その回数を増減することができるものとする。

正当な理由がなく定期検査を拒否することはできないものとし、拒否する場合は、認定要領第10条第2項に定める立入調査を行うものとする。

2. 認定工場定期検査報告書の取扱い

検査協会は本制度に基づく認定工場の定期検査を実施した場合、定期検査の後、原則2週間以内に別に定める「認定工場定期検査報告書」を作成し認定工場宛に同報告書を送付する。また製品の抜き取り検査の結果、不適格が判明した場合には、その報告書を認定工場宛に送付すると同時に協会にも送付する。

3. 工場指導の実施

検査協会は、本制度に基づく工場指導を実施する場合、実施の前に工場に対して別に定める「工場指導計画書」を送付して指導内容を明らかにするものとする。

正当な理由がなく工場指導を拒否することはできないものとし、拒否する場合は、認定調査第10条第2項に規定する立入調査を行うものとする。

検査協会は、「工場指導計画書」に基づいて工場指導を実施した場合、工場指導実施の後、原則2週間以内に別に定める「工場指導結果報告書」を作成し、協会及び認定工場宛に同報告書を各1部送付する。

6. 認定及び更新審査において審査結果が認定基準を満たさなかった場合の措置

認定及び更新審査の申請者（更新審査においては認定工場）は、審査の結果、認定基準を満たさなかった場合の措置として再審査を協会に申請することができるものとするが、再審査の条件や提出資料等については協会が別に定める規定に基づいて行うものとする。また再審査にかかる手数料等については初回審査と同様に申請者が負担するものとする。

なお、軽度の基準未達成と判断され認定委員会が認定した場合は、これらの規定を適用せずに再審査することができる。

II. 冷凍食品製造工場の定期検査及び指導の運用について

1. 認定工場の定期検査の頻度

定期検査は協会が認める特段の事情がない限り、有効期間に拘らず2回/年を原則とする。ただし、状況に応じて適宜その回数を増減することができるものとする。

正当な理由がなく定期検査を拒否することはできないものとし、拒否する場合は、認定要領第7条第2項に定める立入調査を行うものとする。

2. 認定工場定期検査報告書の取扱い

検査協会は本制度に基づく認定工場の定期検査を実施した場合、定期検査の後、原則2週間以内に別に定める「認定工場定期検査報告書」を作成し認定工場宛に同報告書を送付する。また製品の抜き取り検査の結果、不適格が判明した場合には、その報告書を認定工場宛に送付すると同時に協会にも送付する。

3. 工場指導の実施

検査協会は、本制度に基づく工場指導を実施する場合、実施の前に工場に対して別に定める「工場指導計画書」を送付して指導内容を明らかにするものとする。

正当な理由がなく工場指導を拒否することはできないものとし、拒否する場合は、認定調査第7条第2項に規定する立入調査を行うものとする。

検査協会は、「工場指導計画書」に基づいて工場指導を実施した場合、工場指導実施の後、原則2週間以内に別に定める「工場指導結果報告書」を作成し、協会及び認定工場宛に同報告書を各1部送付する。

附則（平成20年4月1日 制定）
この運用規定は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成23年6月13日 一部改定）
この運用規定は、平成23年9月1日から施行する。

附則（平成24年11月14日 一部改定）
この運用規定は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成26年4月22日 一部改定）
この運用規定は、平成26年4月22日から施行する。

附則（平成27年3月23日 一部改定）
この運用規定は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成20年4月1日 制定）
この運用規定は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成23年6月13日 一部改定）
この運用規定は、平成23年9月1日から施行する。

附則（平成24年11月14日 一部改定）
この運用規定は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成26年4月22日 一部改定）
この運用規定は、平成26年4月22日から施行する。